

新たな 道路啓開計画の 枠組み

令和7年6月20日
国土交通省道路局



道路啓開とは、緊急車両の通行確保のため、発災直後より、道路上に堆積した土砂や瓦礫等の障害物の除去や段差解消等を行い、被災地への救援ルートを切り開く作業のことです。

改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

令和6年能登半島地震における道路啓開

- | | |
|-------|--|
| STEP1 | 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保 |
| STEP2 | 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保 |
| STEP3 | R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施 |



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

今後の予定

令和7年4月16日

改正道路法 公布・施行

令和7年6月20日
(本日)

基本政策部会
新たな道路啓開計画の枠組み＜報告＞

令和7年 夏頃

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波災害】 策定・公表

※順次、他の自然災害について検討

令和7年 夏頃

広域ブロック単位
道路啓開計画法定協議会 設立



令和7年度内目標

広域ブロック単位
道路啓開計画 策定・公表

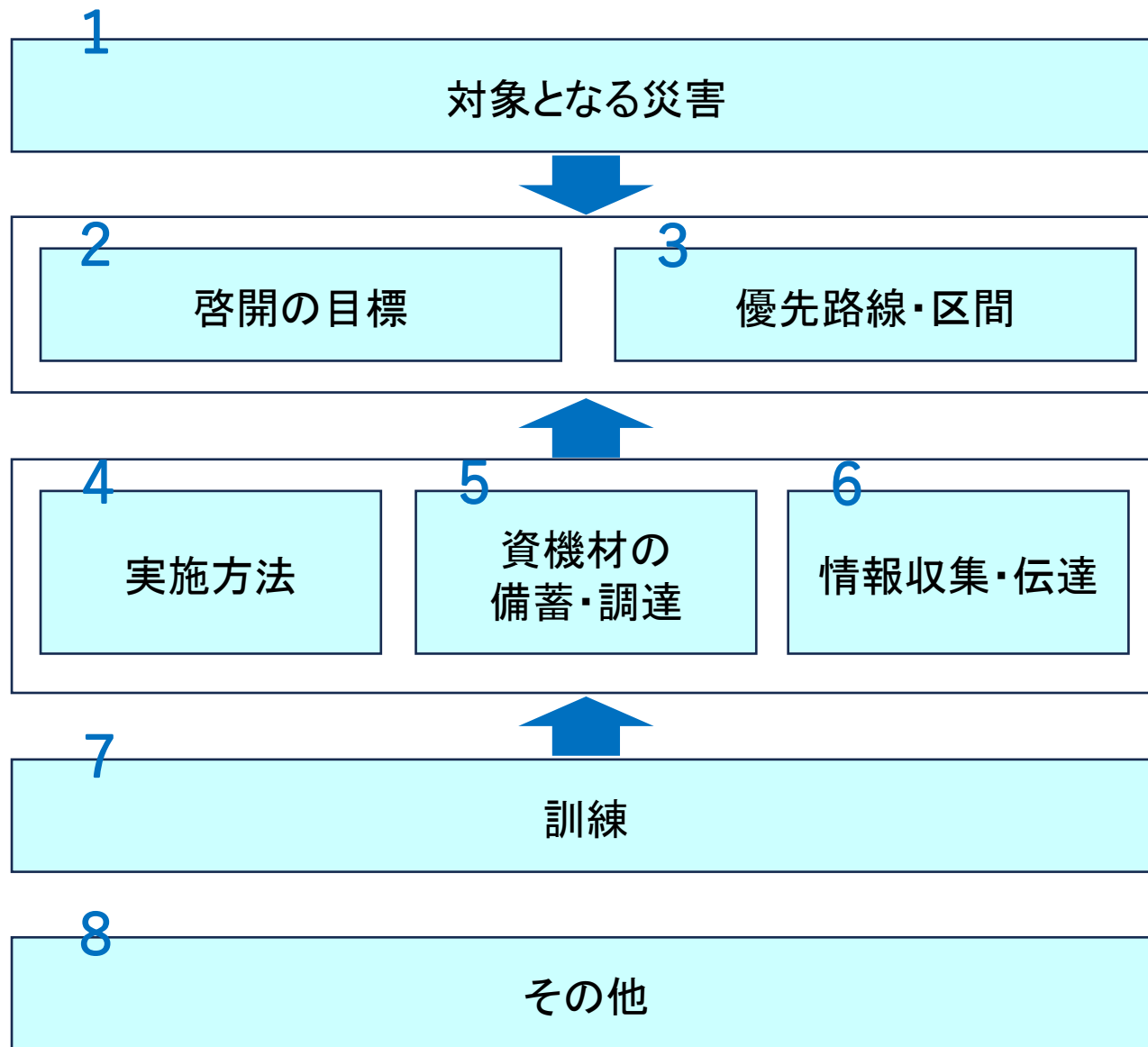
都道府県単位
道路啓開計画法定協議会 設立



令和8年度内目標

都道府県単位
道路啓開計画 策定・公表

道路啓開計画の基本的な構成



自然災害の種類

地震・津波災害

火山災害

雪害

風水害

計画策定単位

広域ブロック単位

都道府県単位

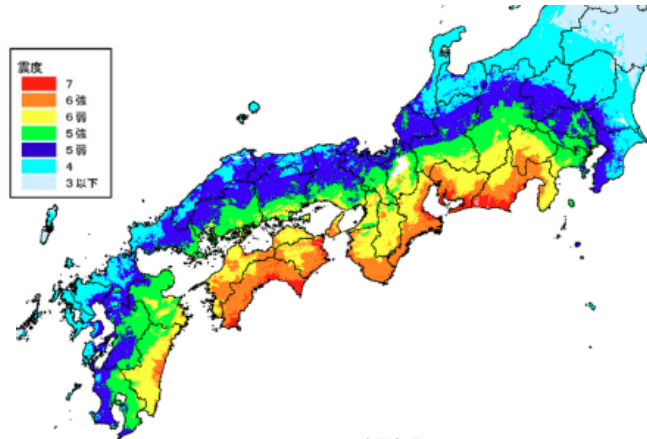
1. 対象となる災害

(1)

広域

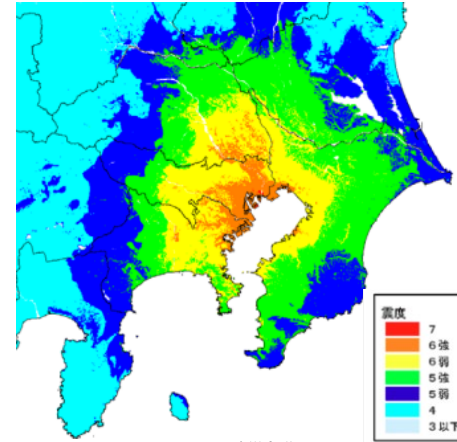
整備局等
ブロック単位

南海トラフ地震



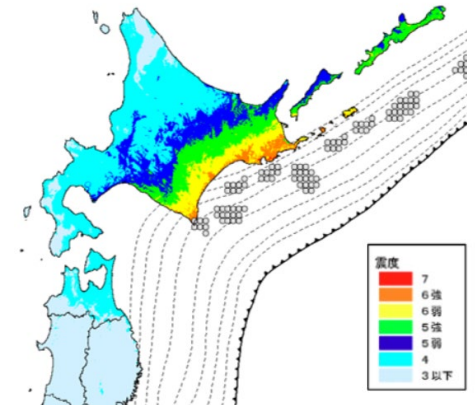
出展：中央防災会議

首都直下地震



出展：中央防災会議

日本海溝・千島海溝地震



出展：中央防災会議

等

(2)

地域

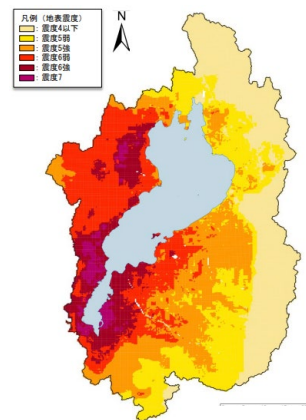
都道府県
単位

京都府
花折断層帯地震



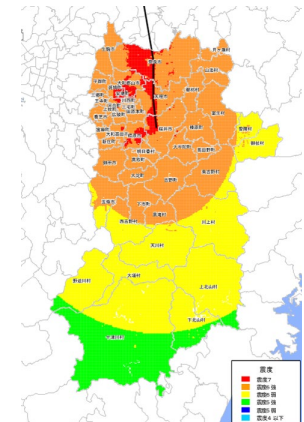
出典：奈良県「花折断層帯地震被害想定」

滋賀県
琵琶湖西岸断層帯地震



出典：「滋賀県」地震被害想定

奈良県
奈良盆地東縁断層帯地震



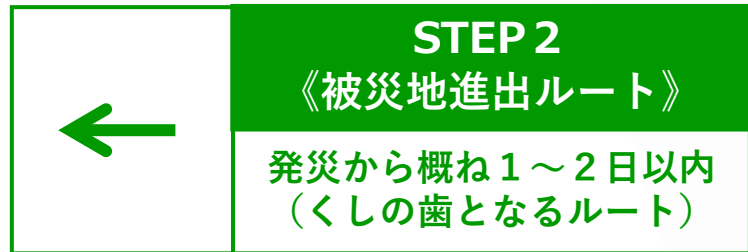
出典：奈良県「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」

等

「2. 啓開目標」と「3. 優先路線・区間」

例：中部版「くしの歯作戦」（令和7年3月改訂）

中部地方幹線道路協議会
中部管理防災・震災対策検討分科会



(参考) 各ブロックのオペレーション例

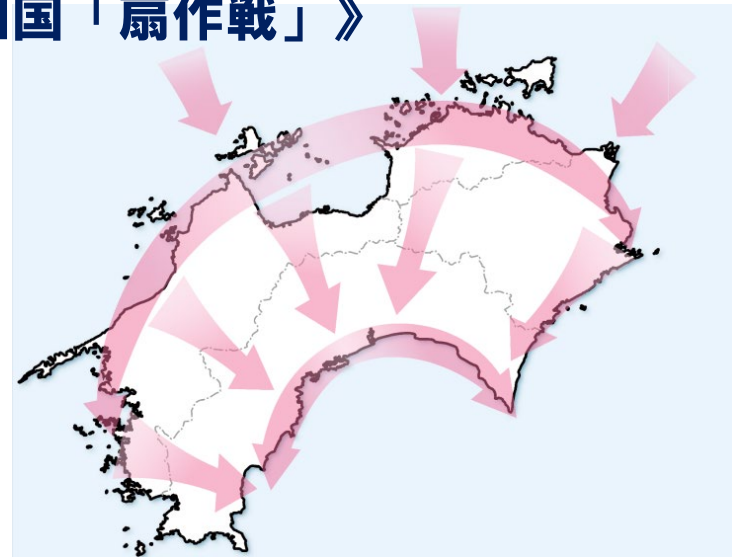
《東北「くしの歯作戦」》



《關東「八方向作戰」》

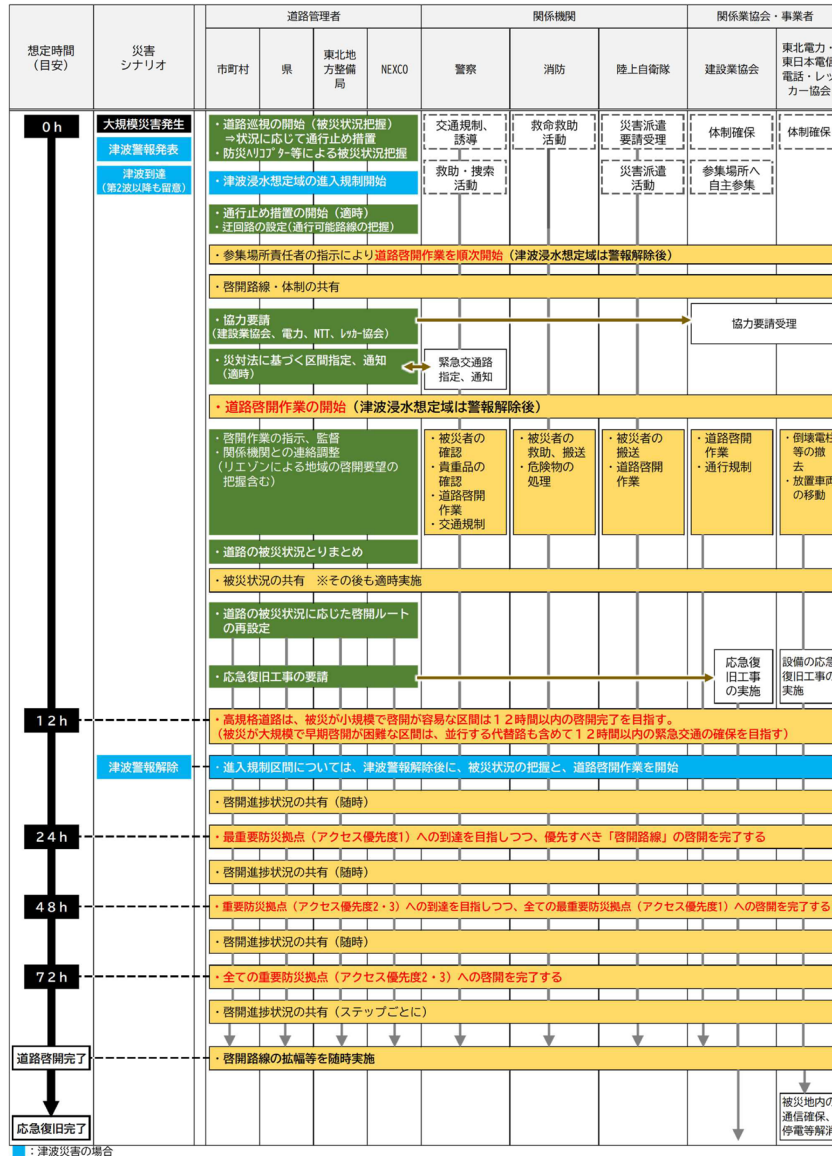


《四国「扇作戰」》

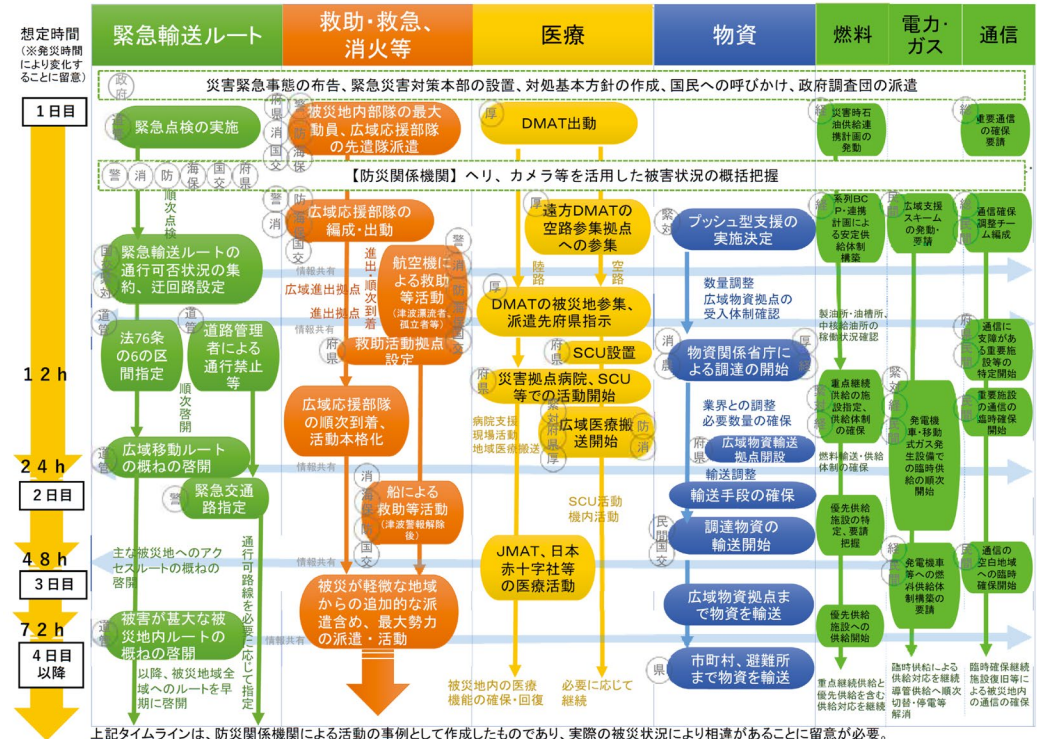


4. 実施方法<タイムライン>

例：東北道路啓開計画【初版】 (令和6年12月)より抜粋



例：中国地方道路啓開計画 (令和7年1月)より抜粋



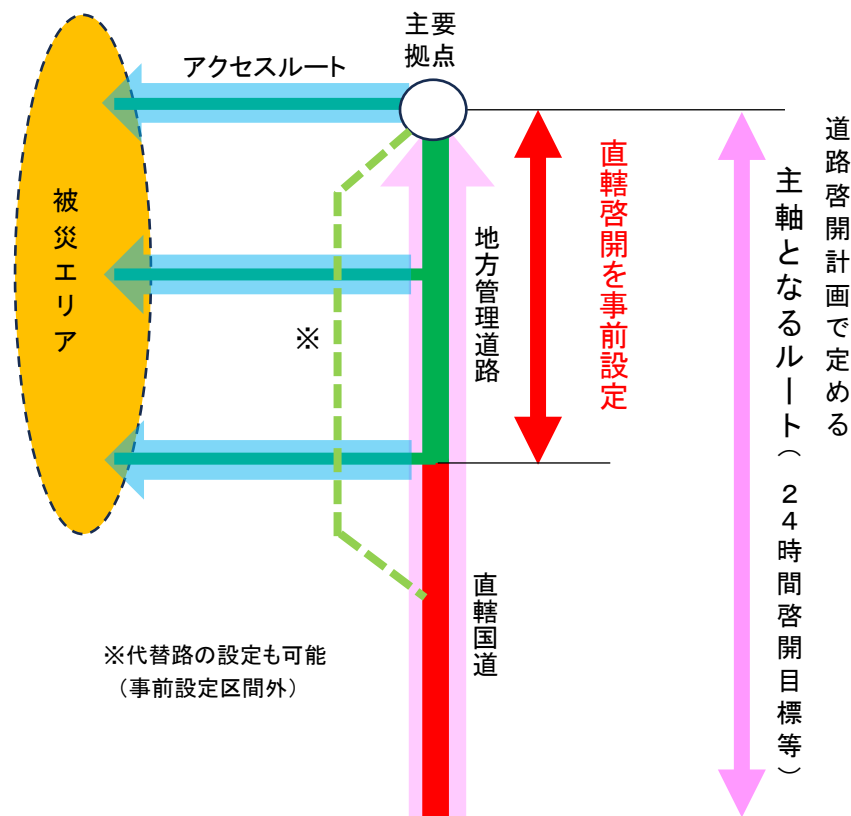
(1) 能登半島地震の実例

北陸地整が啓開支援した路線(令和6年1月5日時点)

- 能登半島の軸となる路線について、主要な拠点(輪島市、珠洲市)までの区間を県からの要請に基づき直轄で啓開。
- 道路啓開計画では、主に24時間で啓開する広域啓開ルートが中心。
- のと里山海道は大きく被災したため、並行する国道249号を啓開。



(2) 今後の検討



地域の実情を踏まえて協議会で検討し、
道路啓開計画に反映

※大量の放置車両がある場合など、権限代行への移行の考え方も整理

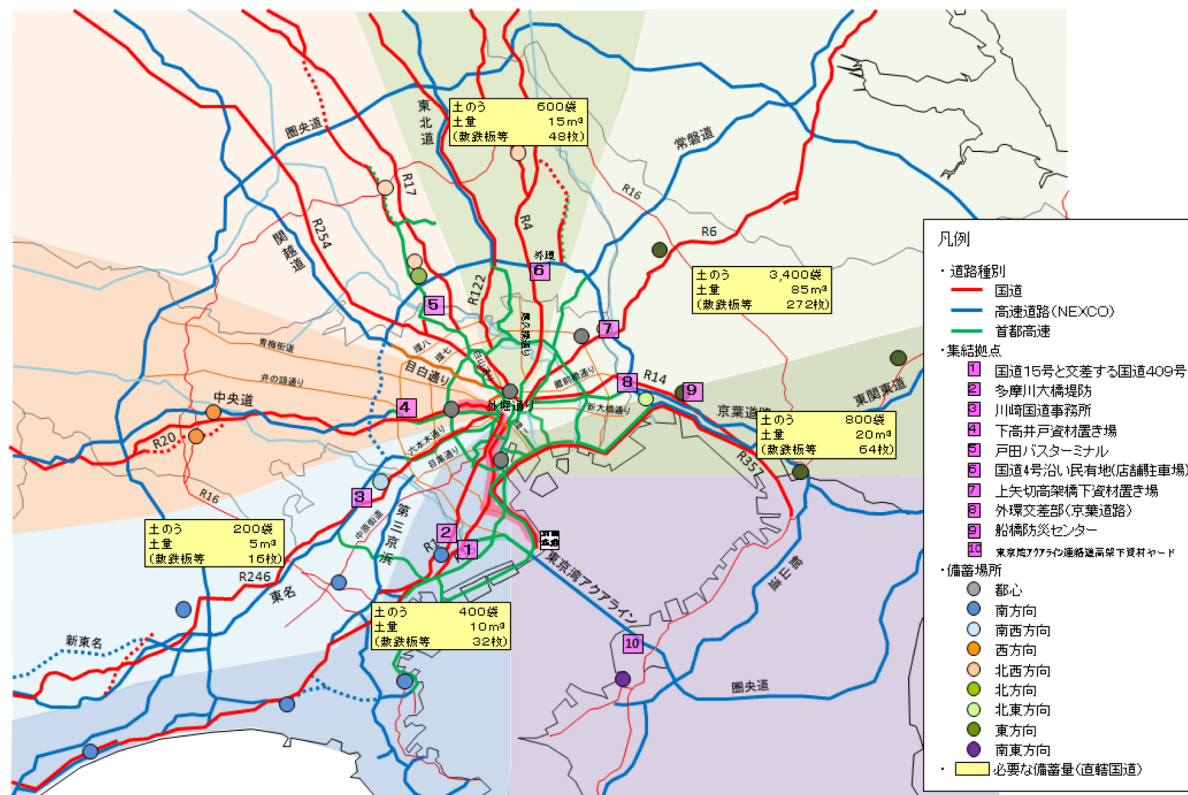
5. 資機材の備蓄・調達

例：首都直下地震道路啓開計画（第4版）（令和6年7月）より抜粋

■被災想定を踏まえた資機材料

方位	事務所名	路線名	資機材量(橋梁段差) ^{※1}		
			土のう (袋)	土量 (㎡)	敷鉄板等 (枚)
1. 南	横浜国道	R1	200	5	16
		R15	200	5	16
		小計	400	10	32
2. 南西	川崎国道	R246	200	5	16
3. 西	相武国道	R20	0	0	0
4. 北西	大宮国道	R17	0	0	0
		R254	0	0	0
		小計	0	0	0
5. 北	北首都国道	R4	600	15	48
6. 北東	首都国道	R6	1,800	45	144
		R14	1,600	40	128
		小計	3,400	85	272
7. 東	千葉国道	R357	800	20	64
合計			5,400	135	432

■資機材の備蓄場所



必要量

備蓄量

(要定期確認)

不足量

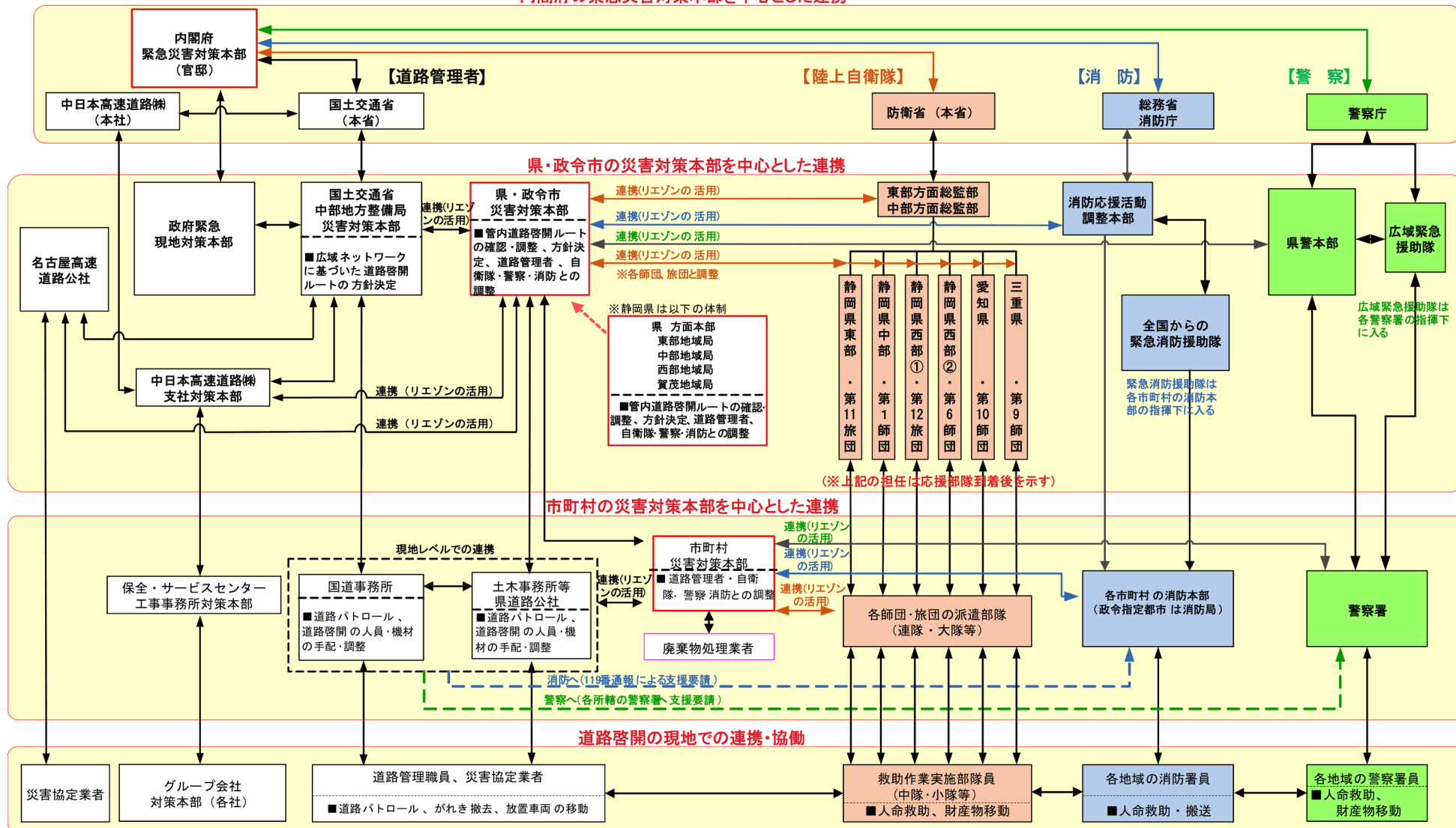
調達計画

6. 情報収集・伝達

例：中部版「くしの歯作戦」(令和7年3月改訂版) より抜粋

<関係機関との連絡体制>

内閣府の緊急災害対策本部を中心とした連携



参考：孤立情報の収集

例：〔石川県発表〕被災等の状況について（第24報令和6年1月8日14時00分現在）より抜粋

令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）



- 2 孤立集落・要支援集落等 ※人数は市町からの報告値（不明箇所等の詳細は確認中）
- 輪島市の孤立集落
大屋(182人)、河原田(不明)、鵜巣(729人)、町野(104人)、南志見(222人)、西保(814人)、
仁岸(7人)、小山(26人)、諸岡(61人)、上河内(7人)、小石(8人)、本郷(3人)、浦上(303人)、
七浦(351人)等 14地区 2,817人
- 珠洲市の孤立集落
真浦(4人)、清水(15人)、仁江(43人)、片岩(37人)、長橋(50人)、大谷(346人)
宝立町大町(不明) 7地区 495人 ※宝立町小屋は孤立解消済み。引き続き支援。
- 穴水町の孤立集落
麦ヶ浦(20人) 1地区 20人
- 能登町の孤立集落
水滝(5人)、柳田信部(8人) 2地区 13人
合計24地区 3,345人

※その他、被災地域全域に要支援集落等が存在

※孤立集落

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

- 地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

※要支援集落：孤立は解消されたが、引き続き支援が必要な地域

7. 実践的な訓練

これまで（不定期）

放置車両の移動



災害発生時に緊急車両の通行の妨げとなる放置車両を移動するための作業手順などを確認



今後の充実（毎年の計画的な実施）

倒壊した電柱や倒木の撤去

孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルートを選定

被災情報等の収集や建設業者等への情報の伝達

海路、空路等を活用した啓開ルート確保

等

8. その他

- ① 協議会の設置・運用
- ② 定期的な計画見直し
- ③ 電柱倒壊等のリスク
- ④ 道の駅の活用
- ⑤ 道路ネットワークの課題
- ⑥ 複合災害への対応



能登半島地震により倒壊した電柱



実働部隊が集積する「道の駅」